

議事要旨(4) リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱いについて

冒頭、小賀坂副委員長（専門委員長）より、実務対応報告公開草案「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」について寄せられたコメント及び前回の委員会での委員によるコメントについての対応を検討したい旨の説明がなされ、また、神谷シニア・プロジェクト・マネージャーより、説明資料[審議事項(4)-1、(4)-2、(4)-3 及び(4)-4]に基づき、主なコメントに対する対応を中心に詳細な説明がなされた。

説明された内容に対する委員からの主な意見及び質問と、それに対する事務局からの主な回答は次のとおりである。

- ある委員より、契約内容が変更された場合の取扱い等について、網羅的ではなくとも、典型的な会計処理や現時点において示すことが可能な会計処理に限定して示すことにはどうかとの意見が示された。また、同委員から、基準諮問会議からの提言では、企業会計基準委員会において十分な審議を行うことを前提として、可能な限り緊急性に配慮した上で結論を早めに出すことを要請されていると考えられるとの意見が示された。
これに対し事務局からは、国際的な会計基準では、契約内容の変更により固定リース料が変更になった場合にはリース開始日まで遡及して会計処理を修正することとなっているものの、変動リース料になると固定リース料の場合とは異なる論点が出てくるため固定リース料の場合の契約内容の変更の例を類推適用できないため、設例において固定リース料の場合のみを扱うだけでは、依然として変動リース料の場合について明確化しなければならず、コメント提出者のニーズには応えられないと考えているとの回答がなされた。
- ある委員より、国際的な会計基準の中に合理的な設例があるのであれば、それを参考にして作成した設例のみだけでも記載するのも有力な選択肢として考えられるとの意見が示された。また、同委員より、様々な今後の展開をすべて予期することはできないという点は本案件に限ることではなく、最善の努力で検討を行う中で基準を開発するのは一般論として有り得べきであるとの意見が示された。
- ある委員より、今般、本リース・スキームにおいて合理的に見積もられる変動リース料をファイナンス・リースの判定に加えるとなると、契約変更のリスクが増えると思うとの意見が示された。また、同委員より、今後ガイダンスをある程度整備しないと実務上のバラつきが出る可能性も大きいから、ガイダンスの整備をしないといけないと考えており、変動に係る問題が見積りの修正、誤謬、会計方針の変更の何に該当するのかという点が明確になっていないと会計処理の結果が大きく異なることから、この点の考え方だけでも明確にすることはできないか

との意見が示された。

- ある委員より、リース取引の契約内容が変更された場合の会計上の取扱いが不明確であるから、設例を追加すべきであり、もし設例を追加できないのであれば、将来的に必要な応じて追加的な対応を行う場合に、実際に行われた契約内容の変更についてどのように対応すると想定しているのかを明確にしておく必要があるとの意見が示された。
- ある委員より、借手が入手した貸手の計算利率が通常借手の判定に用いられる追加借入利率と大きく乖離している場合でも、借手は貸手の計算利率をそのまま使用できるのかという論点については、リース適用指針第 17 項において取扱いが明確であり、リース適用指針の規定と異なる取扱いを実務対応報告で定めるのは不適切であるとの意見が示された。
- ある委員より、借手は通常、貸手の計算利率を知り得ないことが多いと想定されるが、本公開草案が対象としているリース・スキームでは、借手が貸手の計算利率等の内容を入手できるという特性があることを踏まえ、一定の場合には貸手の計算利率を借手が現在価値の算定に用いる割引率としてそのまま用いることができない旨を明記するのが適切であるとする意見が示された。また同委員より、「一定の場合」については、数値基準を設ける必要はなく、重大な乖離がある場合と考えているとの意見が示された。

これに対し事務局からは、実務対応報告案では、貸手の計算利率が「不当に過大ではない」という要件が入っており、それとは別の用語として「重大に乖離がない」という言い回しを用いることは難しいのではないかとの回答がなされた。

- ある委員より、貸手の計算利率が不当に過大でないことについて第三者委員会による審査を経ることから貸手の計算利率の妥当性が担保されているのであれば、貸手の計算利率と借手の追加借入利率との間に大きな乖離が発生することが制限されるため、本リース・スキームで借手に通知される貸手の計算利率をそのまま用いてもいいのではないかとの意見が示された。
- ある委員より、本リース・スキームに基づく取引の利用がすでに始まっていることを考えると、当該スキームに基づく取引を利用している借手の会計処理についての安定性に配慮すべきである一方、本リース・スキームに係る契約変更があり得ることから、ファイナンス・リースに該当するかどうかという再判定や会計処理をどうするかなど、今後対応することが考え得る課題を明示することが適切であると考えているとの意見が述べられた。
- ある委員より、基準諮問会議からの提言を受けた際、リースに関する会計基準は存在する中、本リース・スキームは新しいスキームであるから会計上の取扱いを明確

にすることであり、確認のために本実務対応報告を公表するものだと思っ
いたため、個人的には、本リース・スキームは、異なる特徴は有するが、その取扱
いは従前と同じであることは自明であると解されることから、本実務対応報告の全
体の構成については特段の問題はないと考えているとの意見が述べられた。

- ある委員より、企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基
準」において、不正を含め、誤謬の取扱いが定められており、本スキームでの想定
稼働量の誤りに基づくものも同基準の対象になることは自明であるという整理がで
きると考えられ、変動リース料に関する想定稼働量の見積りの論点に関して、将来
の状況に応じて追加的な対応を検討する旨の記載は、実務対応報告上では合理的な
想定稼働量を基礎においていることを踏まえると、監査上での対応はあり得るかも
しれないが、追加的な対応として何かできるのか疑問であるとの意見が述べられた。
これに対し事務局からは、当初の想定稼働量に誤りがある事例が将来的に多く報告
されて、誤謬の会計処理につながるような判断に迷うような状況が多く出てきて問
題になるようなことがあれば、そのときに再度対応を考えるよう追加的な対応を検
討することにしていくとの回答がなされた。
- あるオブザーバーより、想定稼働量の見積りが実績値と大幅に異なるケースには、
本スキームの対象が先端設備であり想定稼働量を合理的に見積ることができなかつ
た場合と、想定稼働量が悪意をもって誤って見積られたことを第三者委員会の審査
で見抜けなかった場合が考えられ、このうち会計基準において対応を検討しないと
いけないのは、前者のような場合だけであると考えているとの意見が述べられた。

最後に事務局より、本日の審議で示された意見を踏まえて、実務対応報告公開草案へ寄
せられたコメントへの対応及び実務対応報告の文案を引き続き検討していきたいとの説明
がなされた。

以 上